

厚生労働大臣の定める揭示事項等

当病院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている
保険医療機関です。

■ 基本診療料に関する事項

- ・ 特殊疾患病棟入院料Ⅰ
- ・ データ提出加算Ⅲ
- ・ 医療DX推進体制整備加算
- ・ 短期滞在手術基本料Ⅰ

■ 特掲診療料に関する事項

- ・ CT撮影及びMRI撮影
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅲ
- ・ 運動器リハビリテーション料Ⅱ
- ・ がん治療連携指導料
- ・ ニコチン依存症管理料

■ 入院時食事提供に関する事項

- (1) 管理栄養士により管理された食事を提供しております。
- (2) 適時(夕食については午後6時以降)、適温による食事を提供しております。
- (3) 食事療養費(Ⅰ)(1食につき)690円、食堂加算(1日につき)50円、
特別食加算(1食につき)76円

■ 看護要員の受け持ち入院患者数

当病院では、一日10人以上の看護職員(看護師、准看護師)が勤務しています。
また、当病棟では一日に7人以上の看護補助者が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・ 朝8時00分から夕方17時00分まで
看護職員 1人あたりの受け持ち数は6人以内
看護補助者 1人あたりの受け持ち数は8人以内
- ・ 夕方17時00分から翌朝8時00分まで
看護職員 1人あたりの受け持ち数は23人以内
看護補助者 1人あたりの受け持ち数は46人以内